

# 令和2年度たばこ対策の取組（実績）について

## 1. 禁煙支援体制整備事業

### 1) 禁煙支援ツールの提供

#### ①禁煙支援リーフレット

禁煙を希望する人が禁煙できるよう支援するためのツールとして、平成26年度にリーフレットを作成。市町村や医療機関等の関係機関へ配布し、禁煙支援している。

【市町村】普及啓発のイベントや市町村の特定健診やがん検診等で配布  
令和2年度 調査中

|           |       |
|-----------|-------|
| 参考：平成28年度 | 18市町村 |
| 平成29年度    | 30市町村 |
| 平成30年度    | 29市町村 |
| 令和元年度     | 30市町村 |



【医療機関等】診療や薬局窓口での対応時に配布  
平成28年度～令和2年度 のべ310機関  
(病院・診療所等136機関、保険薬局141機関、歯科医院33機関)

#### ②奈良県インターネット禁煙マラソン

#### ③ホームページ等を活用した禁煙支援ツールの情報提供

### 2) 禁煙支援アドバイザー研修会（BCPにより中止）

登録証の交付については下記のとおり対応

【令和元年度に登録の薬局】（初めて登録証を更新する薬局）**13箇所**

・令和2年度研修会が中止となるため、**自動更新**

（令和4年3月31日までの登録証を交付）

・令和3年度研修会を受講することで、申請により登録証を交付

（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

【平成30・令和元年度に登録の薬局】（既に登録証を更新したことのある薬局）

・令和2年度研修会が中止となるため、令和3年度の研修会を受講（有効期

間内に1回受講）することで、申請により登録証を交付

（令和4年4月1日～令和6年3月31日）



### 3) 禁煙支援協力薬局の登録・普及

登録薬局数：74箇所（R2.8現在）（参考：令和元年度末76箇所）

相談実績：令和元年度 7薬局 36名（参考：平成30年度 7薬局 135名）



## 2. たばこ対策市町村定着促進事業

### 1) 市町村へのたばこ対策支援

#### ① 県・市町村庁舎・議会棟・公用車の禁煙実施状況調査

39市町村を対象に調査を実施  
 <調査結果については別紙1のとおり>



#### ② 禁煙、受動喫煙防止の普及啓発（世界禁煙デー）

疾病対策課：ポスターを関係機関・庁内関係課・禁煙支協力薬局へ配布  
 啓発ティッシュは、禁煙支協力薬局へ配布  
 保健所：庁舎職員への啓発物品の配布、禁煙に関する情報提供  
 ・令和2年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」のイベント（BCPにより中止）

### 2) 市町村たばこ対策分析評価（女性のための禁煙スタートアップ講習会）

喫煙率低下と禁煙支援体制の充実を図るため、市町村が継続したたばこ対策事業を実施できるよう保健所が市町村に対して助言等の支援を行う。また、効果的な禁煙支援の取組を行うことを目的に保健所が市町村に対して技術的支援を行う。

<女性のための禁煙スタートアップ講習会（BCPにより中止）>

<市町村たばこ対策分析評価検討会>

#### ● 中和保健所

日時：令和2年8月5日 9:00～12:00

内容：たばこ対策について

参加者数：27名（市町村担当者：12市町村18名、事務局9名）

### 3) COPD予防の普及啓発

近年増加しているCOPDの認知度を向上させ、医療機関への受診により早期発見・早期治療を目指す。

<スパイロシフト貸出市町村>

0市町村 貸出予約については数件あったが、イベントの中止等で全てキャンセルとなる。

<COPD対策事業実績報告会（BCPにより中止）>

## 3. 未成年者喫煙防止対策事業

### 1) 未成年者禁煙支援相談窓口

平成25年度に学校からの児童・生徒の禁煙に関する相談を受ける窓口を県内の各保健所に設置。学校から相談を受けた保健所は医療機関と連携のもと喫煙している児童・生徒の禁煙支援および学校における禁煙支援体制の構築に向けた支援を実施。

◆令和2年度実績 相談人数：0名

<参考>

|        |     |        |    |       |    |
|--------|-----|--------|----|-------|----|
| 平成25年度 | 9名  | 平成28年度 | 2名 | 令和元年度 | 1名 |
| 平成26年度 | 19名 | 平成29年度 | 3名 |       |    |
| 平成27年度 | 11名 | 平成30年度 | 1名 |       |    |

### 2) 学校での喫煙防止対策研修会（BCPにより中止）

教育委員会と連携し、学校（小・中・高）の生徒、職員（養護教諭、保健の教諭、生徒指導担当者等）を対象に喫煙防止の啓発を図るとともに、関わりの深い「がん」についての知識を普及し、相談技術の提供、取組事例や好事例の紹介、未成年者禁煙支援相談窓口のPR等の内容とした研修会や講演会を実施する。（保健体育課と共催）

## 4. 受動喫煙防止対策普及啓発事業

### 1) 県民・関係機関・事業所・飲食店等への普及啓発

「健康増進法の一部を改正する法律」の趣旨や必要となる対策等、受動喫煙防止について普及啓発となるよう県民や関係機関に広く周知。

・県・保健所の取り組み<別紙2・3のとおり>

### 2) 第一種施設における受動喫煙防止対策状況調査

「健康増進法の一部を改正する法律」が施行され、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い者が主として利用する施設である病院・診療所、歯科医院、薬局等の第一種施設の受動喫煙防止対策の状況を把握し、今後の啓発や対策に活かす。

・令和2年度はBCPにより中止。令和3年度に実施に向けて検討予定。

## 5. 受動喫煙防止対策相談支援事業

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行により、令和元年度より各保健所に受動喫煙防止対策に関する相談窓口を設置し、県民及び事業所等へ受動喫煙に関する情報提供を実施するとともに、各事業所が適切な対策を講じることができるよう情報提供及び相談対応を行う。

### 1) 相談窓口の設置

- ①改正健康増進法に関する対応手引（受動喫煙防止業務用）を作成  
対応手引をもとに、各保健所での相談・通報対応を実施
- ②県・保健所にて相談・義務違反時の対応  
<別紙4のとおり>

### 2) 計測機器等により現地確認

- ・風速計、粉塵計を県保健所に配置し、使用方法の説明会を実施。

